

●質問及び回答

対象案件：水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

| No. | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|--|--|
| 1 | 6月16日 | 契約期間中は、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。 | 差し支えございません。ただし、契約約款では、みなし小売電気事業者が入札時の算定諸元を変更することを想定しておりませんので、算定諸元が変更となった場合は、契約約款第12条に基づき発注者と受注者で協議することとなります。 |
| 2 | 6月16日 | よくある質問・回答No.53について 一括請求の場合、請求書は郵送（WEBは不可）となり、需給施設毎の内訳書については、WEBページ上での閲覧及びダウンロードをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか？ | ご提示いただいた方法で差し支えございませんが、一括請求額と照合できるよう、請求書には需給施設ごとの内訳（基本料金、電力量料金などを記載した簡易なものでも可）を記載、または内訳書を添付していただくようお願いいたします。 なお、記載内容等の詳細につきましては、発注者と受注者とで別途協議いたします。 |
| 3 | 6月16日 | 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか？ | 差し支えございません。 |
| 4 | 6月16日 | 仕様書および契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。 | 契約書（案）および仕様書の記載内容を変更することはできません。 ただし、仕様書および契約約款に定めのない事項等については、契約締結後に必要に応じて協議し、その結果を協議簿に記録するものとしします。 |
| 5 | 6月16日 | 弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 | 契約約款第11条第4項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。 |

●質問及び回答

対象案件：水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

| No. | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|--|---|
| 6 | 6月16日 | 延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 | 入札情報サービスに掲載の「よくある質問No.4」をご覧ください。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。 |
| 7 | 6月16日 | 契約書（案）第11条8項につきまして、「100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、契約書（案）を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。 | 入札情報サービスに掲載の「よくある質問No.4」をご覧ください。 また、契約書（案）の条文を変更することはできません。 |
| 8 | 6月16日 | 消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますでしょうか。 | 入札情報サービスに掲載の「よくある質問No.1」をご覧ください。 |
| 9 | 6月16日 | 弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。 | 納付書（請求書）払いになります。また、出納取扱金融機関は北海道銀行です。 |
| 10 | 6月16日 | 今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。 | 入札結果につきましては、入札情報サービス及び契約広報にて公表いたします。その際に公表される主な内容は、案件名、開札日、入札金額（総額のみ）及び入札者名となります。 |
| 11 | 6月16日 | 「契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。（当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略した通知書（電気需給に関するお知らせ）をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。） | 発注者と受注者が書面上明らかであり、契約電力、契約金額等が本件と同等以上の規模であることが確認できる書面であれば契約書でなくても構いませんが、貴社の例示する「履行証明願」や「通知書」という書類が契約書に代わる書面と判断することは現時点ではできません。また、事前の確認もお受けしていません。 なお、本件の契約にあたっては契約書を用いて行い、代表者の押印等も必要となりますことを申し添えます。 |

●質問及び回答

対象案件：水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

| No. | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|---|--|
| 12 | 6月16日 | 内訳書につきまして、エクセル形式でいただくことは可能でしょうか。 | 電子入札システムに掲載しているデータ形式以外のご用意はございません。ご了承ください。 |
| 13 | 6月16日 | 基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設毎に単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。また、可能な場合、契約書（案）別紙、単価一覧の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。 | 仕様書別表に記載されている、施設ごとの電力料金メニューを変更することはできません。 |
| 14 | 6月16日 | 検針結果はweb上でご確認くださいことは可能でしょうか。 | 入札情報サービスに掲載の「よくある質問No.15」をご覧ください。 |
| 15 | 6月16日 | 当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁 | ①北海道電力ネットワーク㈱(北海道電力㈱)です。 ②先頭2桁:01 です。 |
| 16 | 6月16日 | 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。 | 契約電力が500kW以上の協議制となる予定の施設はございませんが、契約期間中に協議制となった場合には、契約約款第7条及び第12条に基づき協議いたします。 |
| 17 | 6月16日 | 弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。 | 契約約款第11条第4項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。ただし、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後（検査日から）30日以内の支払いとなります。 |
| 18 | 6月16日 | ①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認くださいおよびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 | ①WEB上での確認及びダウンロードによる対応で差支えありません。 ②やむを得ず紙の発行を依頼する場合は、本市が負担いたします。 |

●質問及び回答

対象案件：水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

| No. | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|--|--|
| 19 | 6月16日 | 自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。 | 自動検針装置は全施設設置済みです。 |
| 20 | 6月16日 | 仮に弊社が落札した場合、別途覚書を締結することは可能でしょうか。 | 入札時や当初の契約締結時において、契約約款の規定条文を変更するための協定書や覚書を交わすことはできません。 ただし、契約締結後に、契約約款第12条に基づく「事情変更」や、第21条第2項に基づく「定めのない事項等」について協議を行い双方が合意した場合は、必要に応じて協議簿の取り交わしや改訂契約書の締結等を行い、運用することとなります。 |
| 21 | 6月16日 | 入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げ | 基本料金及び電力量料金の各単価には、消費税及び地方消費税の額を含むものとします。 なお、「契約単価積算内訳書」に各項目の端数処理方法について記載してありますので、こちらもあわせてご確認ください。 |
| 22 | 6月16日 | 各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。 | 「契約単価積算内訳書」に基づき、算出してください。 なお、この契約単価積算内訳書は施設ごとに作成する必要はございません。 |
| 23 | 6月16日 | 各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。 | 入札情報サービスに掲載の「よくある質問No.55」をご覧ください。 |
| 24 | 6月16日 | 契約単価積算内訳書について、任意様式で作成しても良いですか。 | 「契約単価積算内訳書」下欄に記載のとおり、基本料金単価と金額、電力量料金単価と金額、入札金額が具備されていれば任意様式で差し支えございません。 |
| 25 | 6月16日 | 旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。 | みなし小売電気事業者にて算定諸元が変更となった場合は、契約約款第12条に基づき、発注者と受注者で協議することとなります。 |

●質問及び回答

対象案件：水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

| No. | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------|--|--|
| 26 | 6月16日 | 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。 | 契約約款第12条に基づき、発注者と受注者で協議することとなります。 |
| 27 | 6月16日 | 合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求内容をまとめた一覧表の作成はできかねますがご了承いただけますでしょうか。 | 合算した請求額と照合できるよう、合算請求書には需給施設ごとの内訳（基本料金、電力量料金などを記載した簡易なものでも可）を記載、または内訳書を添付していただくようお願いいたします。 なお、記載内容等の詳細につきましては、発注者と受注者とで別途協議いたします。 |
| 28 | 6月16日 | 計量結果の報告および検査について、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。 | 差し支えございません。 |
| 29 | 6月16日 | 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。 | 本件について、契約書の提出期限は特段定めておりません。しかしながら、入札説明書第6項第9号に契約の相手方が決定したときは遅滞なく契約書を取り交わすことを明記しておりますのでご確認ください。なお、契約書の取り交わしが速やかに行うことができない場合は、明確な理由を添えてお申し出ください。 |
| 30 | 6月16日 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。 | 差し支えございません。 |